

○農林水産省令第 号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条
第二項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の
金額の算定に関する省令を次のように定める。

平成十八年 月 日

農林水産大臣 中川 昭一

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に關す
る省令

（交付金の金額の算定）

第一条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「法」という。）第四条
第一項の交付金（以下「交付金」という。）の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前
年度収入額との差額に〇・九を乗じて得た額に〇・七五を乗じて得た金額（その金額が同項の積立金の額
に三を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

第二条 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という。）第十一条第一項に規定する地域（以下「地域」という。）

別及び対象農産物（法第二条第一項に規定する対象農産物をいう。以下同じ。）の種類別に交付金を交付する年度の前年度（以下「交付前年度」という。）における単位面積当たりの収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「交付前年度単収」という。）を当該地域別及び対象農産物の種類別に単位面積当たりの標準的な収穫量として農林水産大臣が定めるもの（以下「標準単収」という。）で除して得た割合のいずれかが、次の各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回った場合（当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額（施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度単位面積当たり収入額をいう。以下同じ。）が当該地域における単位面積当たり標準的収入額（施行規則第十二条第一項に規定する単位面積当たり標準的収入額をいう。以下同じ。）を上回った場合を除く。）における前条の規定の適用については、同条中「〇・九を乗じて得た額」とあるのは、「〇・九を乗じて得た額から共済金相当額（第三条の規定により算定される額をいう。）を控除して得た額」とする。

一 米穀 九割

二 春期には種する小麦（主として三月及び四月には種することにより生産される小麦をいう。） 九割

三 秋期には種する小麦（主として九月から十一月までの間には種することにより生産される小麦をいう。）

） 九割

四 二条大麦 九割

五 六条大麦 九割

六 はだか麦 九割

七 大豆 八割

八 てん菜 九割

九 でん粉の製造の用に供するばれいしょ 八割

（共済金相当額の算定）

第三条 共済金相当額は、地域における対象農産物（当該地域における対象農産物に係る交付前年度単収を

当該対象農産物に係る標準単収で除して得た割合が前条各号に掲げる対象農産物の種類の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を下回ったもの）に限り、当該地域における交付前年度単位面積当たり収入額が

当該地域における単位面積当たり標準的収入額を上回ったものを除く。）に係る第一号に掲げる価額に第二号に掲げる数量をそれぞれ乗じて得た額（その額が、当該地域における当該対象農産物に係る単位面積当たり標準的収入額から交付前年度単位面積当たり収入額を控除した額に〇・九を乗じて得た額を上回る場合にあっては、その乗じて得た額）に、対象農業者（法第二条第二項に規定する対象農業者をいう。）の当該対象農産物の交付前年度生産面積（施行規則第十一条第一項に規定する交付前年度生産面積をいう。）をそれぞれ乗じて得た額を合算して得た額とする。

- 一 地域別及び対象農産物の種類別に対象農産物の数量当たりの価額として農林水産大臣が定めるもの
- 二 当該地域における当該対象農産物に係る標準単収に当該対象農産物に係る前条各号に定める割合を乗じて得たものから当該地域における当該対象農産物に係る交付前年度単収を控除したもの

附 則

この省令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。